

千葉県精神保健福祉センター一年報

令和5年度

千葉県精神保健福祉センター
(千葉県こころセンター)

目 次

第一編 概要

1 沿革	1
2 業務	1
3 機構	3
4 施設概要	6
5 職員配置	7
6 年度別決算状況	9

第二編 業務実績

1 技術支援・技術援助	10
(1) 関係機関	10
(2) 職員の派遣・会議等への出席状況	10
(3) 講師等派遣	15
2 相談支援課	18
(1) 心の健康づくり推進事業	18
(2) 特定相談事業（思春期相談事業）	19
(3) 依存症対策総合事業	19
(4) 社会復帰促進事業	23
(5) 技術援助、技術支援	24
(6) 広報普及	25
(7) 組織育成	25
(8) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う心のケアに関連する業務	26
(9) 学生等実習	26
3 調査企画課	27
(1) 精神保健福祉教育・研修事業	27
(2) 精神保健福祉広報・普及事業	28
(3) 自殺対策事業	28
(4) 精神保健福祉ボランティア育成事業	29
4 地域保健課	31
(1) 外来診療業務	31
(2) 訪問支援	34
(3) センター家族会（にとな会）	35
(4) 後援報告	35
(5) 医療相談	35
(6) 千葉県総合救急災害医療センター精神科にて外来診療	35
5 審査課	36
(1) 精神医療審査会の状況	36
(2) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳業務	37
6 救急情報課	38
(1) 精神保健福祉法に基づく措置診察に関すること	38
(2) 精神障害者に係る通報受理及び移送に関すること	40
(3) 精神科救急医療システムに関すること	40
(4) 精神障害者に係る通報受理及び移送に関すること	43

第一編 概要

1 沿革

- ・昭和26年 中央保健所内に「衛生相談所」設立。
- ・昭和44年4月1日 千葉県衛生センター建設準備委員会発足。
- ・昭和45年12月5日 精神衛生相談所を廃止し「千葉県精神衛生センター」を設置。
- ・昭和63年7月 精神衛生法の改正により「千葉県精神保健センター」に改称。
- ・平成7年6月 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の改正により「千葉県精神保健福祉センター」に改称。
- ・平成14年 審査課が設置され、精神医療審査会の事務、自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の審査・判定事務が加わる。
- ・令和5年10月10日 千葉県総合救急災害医療センターとの合築・移転に伴い、健康福祉部障害者福祉推進課から精神通報対応班および千葉県ひきこもり地域支援センターが移管され、また「千葉県こころセンター」の愛称を用いるとともに、従来からの課名を変更して業務を開始した。

設 置	昭和45年12月1日
竣 工	昭和45年12月5日
落成式	昭和46年2月5日
開設許可	昭和46年2月17日
業務開始	昭和46年3月16日
名称変更	昭和63年7月1日、平成7年10月13日
移転・合築	令和5年10月10日
	同日 千葉県ひきこもり地域支援センター移管

2 業務

「精神保健福祉センター運営要領について」

（平成8年1月19日付け健医発第57号厚生省保健医療局長通知）による

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案をする。

(2) 技術支援及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、ギャング、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 4 の規定による退院等請求の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

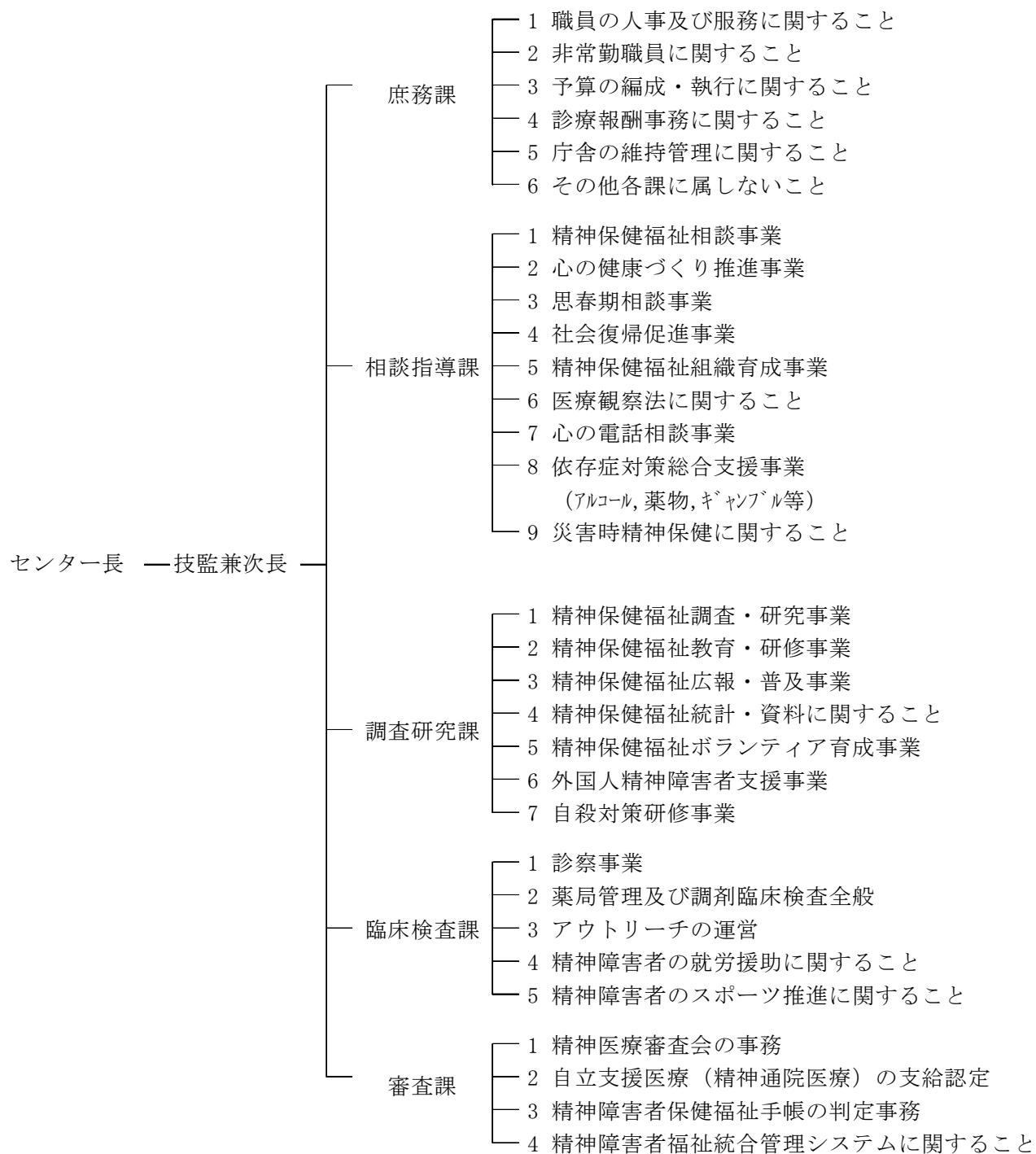
(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神保健福祉法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定を行うものとする。

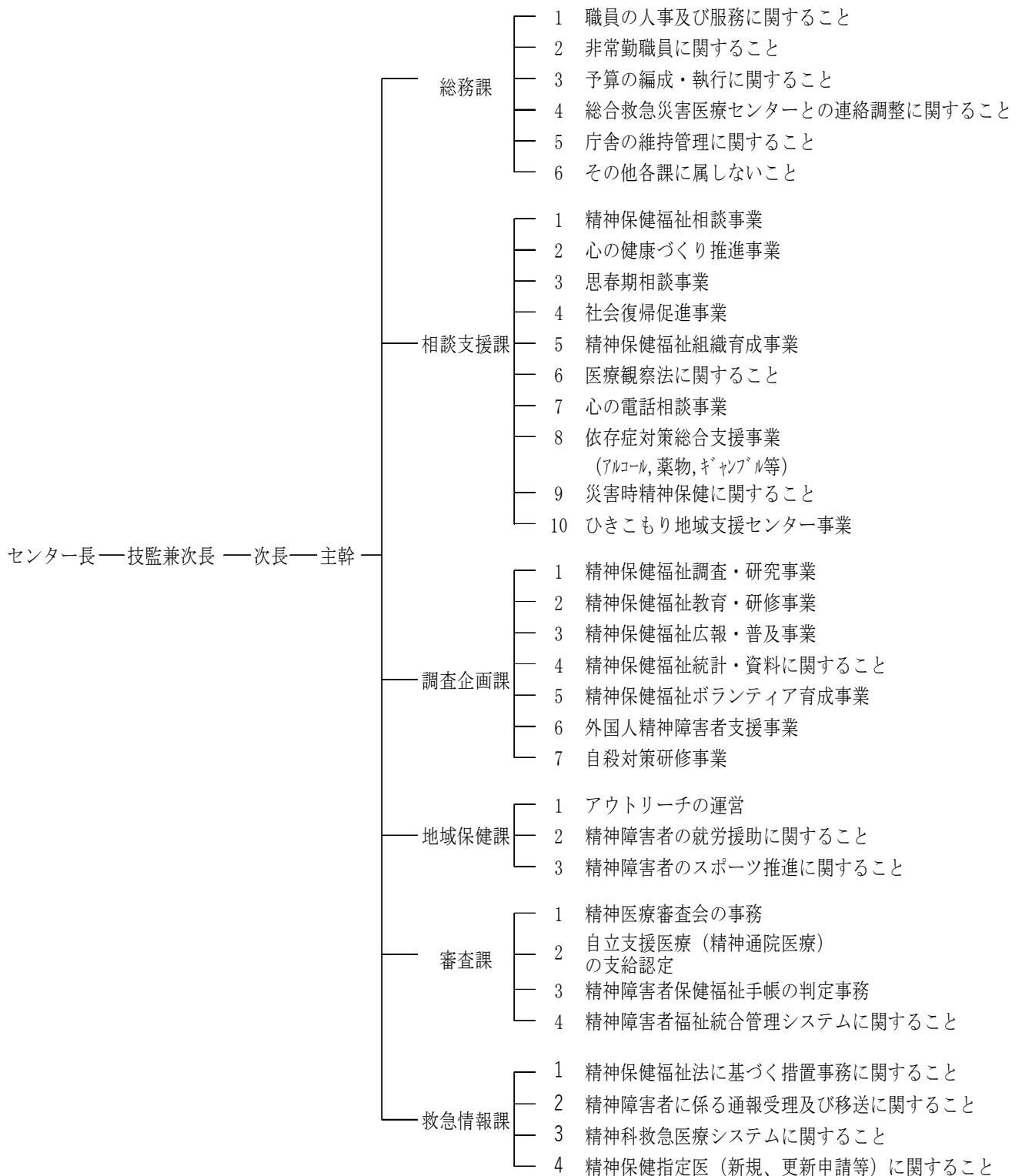
(10) その他

- ① 精神科救急医療システムの企画・運営を行い 24 時間 365 日警察官等からの通報に応じている。
（令和 5 年 10 月 10 日より）
- ② ひきこもり対策支援事業
ひきこもり地域支援センターの業務は、ひきこもり支援として市町村による家族教室の開催協力をし、テキストの作成を行っている。（令和 5 年 10 月 10 日より）
- ③ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- ④ 災害時 DPAT 活動
災害派遣精神科医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）の活動に参画している。
- ⑤ その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

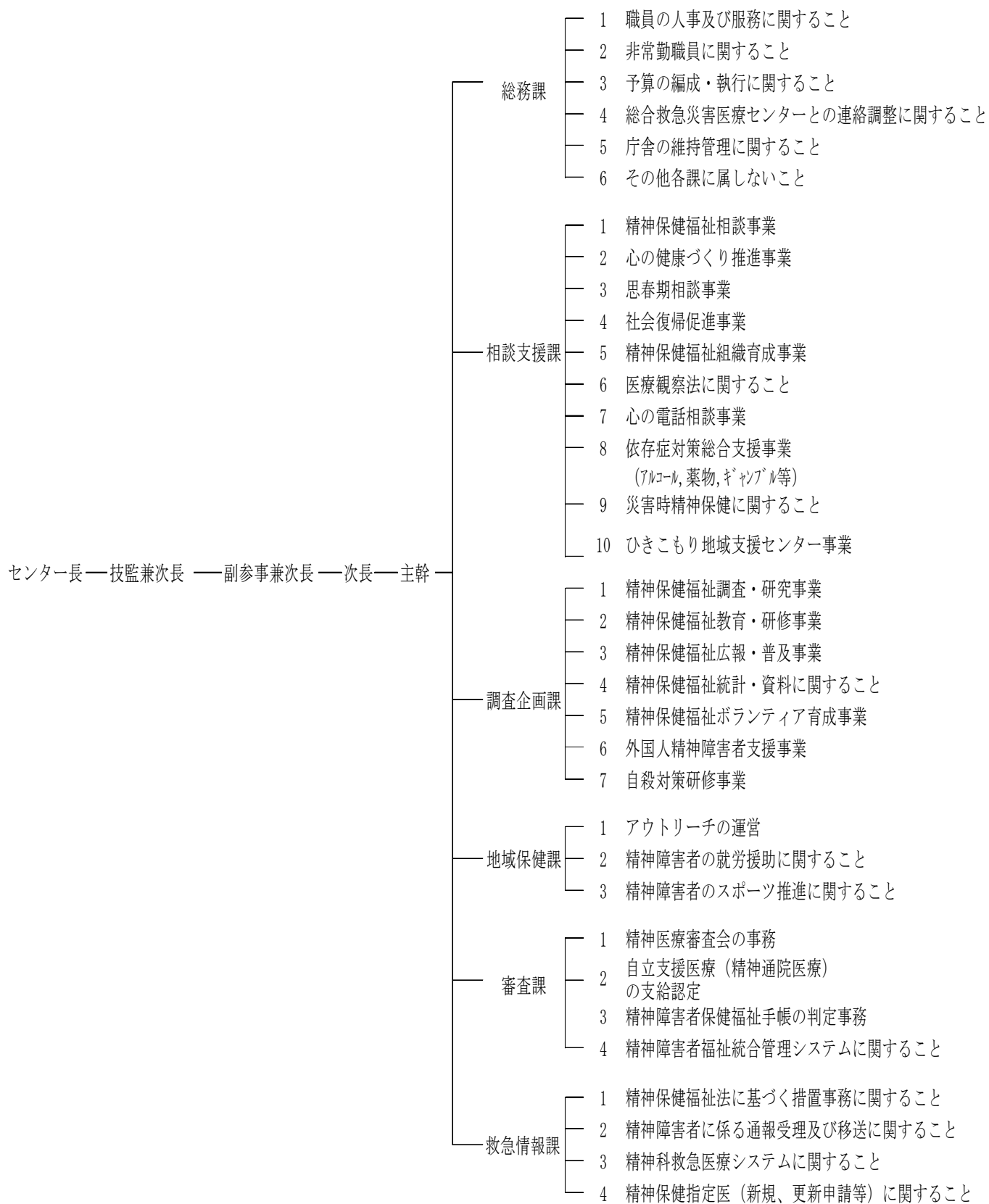
3-1 機構（令和5年10月9日まで）



3 - 2 機構（令和5年10月10日より）



3 - 2 機構（令和5年11月1日より）



4-1 施設概要

地 番 千葉市中央区仁戸名町 666 番の 2
敷地面積 4,507.63 m² 建築面積 1,384.72 m²
構 造 本館：鉄筋コンクリート 2 階、講堂：鉄筋コンクリート

4-2 施設概要（令和 5 年 10 月 10 日より）

地 番 千葉市美浜区豊砂 6 番 1
敷地面積 建築面積 1,275.68 m²（専用部分：1,211.68 m²、共用部分：64.00 m²）
構 造 免震構造、鉄骨鉄筋コンクリート、一部鉄骨構造

5-1 職員配置

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

課等／職種	医 師	薬剤師	一般行政	保健師 看護師	精神保健 福祉相談 員	会計年度 任用職員	計
センター長 技 監 主 幹	1 1 1						3
庶 務 課			3				3
相談指導課				2	4	電話相談員 8 薬物相談員 1	15
調査研究課				1	2		3
臨床検査課	1（*）	2				精神保健福祉相談員 1 臨床心理士 1 看護師 1	5
審 査 課			1	1	6	事務 7	15
計	3	2	4	4	12	19	44

（*：主幹兼務）

5-2 職員配置（令和5年10月10日より）

（令和5年10月10日現在）

課等／職種	医 師	薬剤師	一般行政	保健師 看護師	精神保健 福祉相談員	会計年度 任用職員	計
センター長 技 監 次 長 主 幹	1 1 1（*）				1（*）		4
総 務 課			3				3
相談支援課				2	3	電話相談員 8 薬物相談員 1 ひきこもり支援員 3	17
調査企画課				1	2		3
地域保健課	1（*）				1	精神保健福祉相談員 1 臨床心理士 1	3
審 査 課			1	1	6	事務 11	19
救急情報課					10（*）	5	14
計	3		4	4	22	30	63

（*：課長兼務）

5-3 職員配置（令和5年11月1日より）

（令和5年11月1日現在）

課等／職種	医 師	薬剤師	一般行政	保健師 看護師	精神保健 福祉相談員	会計年度 任用職員	計
センター長 技 監 副 参 事 次 長 主 幹	1 1（*1） 1（*4）		1（*2）		1（*3）		5
総 務 課			3				3
相談支援課				2	3	電話相談員 8 薬物相談員 1 ひきこもり支援員 3	17
調査企画課				1	2		3
地域保健課	1（*4）				1	精神保健福祉相談員 1 臨床心理士 1	3
審 査 課			1	1	6	事務 11	19
救急情報課					10（*3）	5	14
計	3		5	4	22	30	64

（*1：技監兼次長）

（*2：副参事兼次長）

（*3：次長兼課長）

（*4：主幹兼課長）

6 年度別決算状況

(1) 歳 入

(単位：円)

科 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和3年度	11,775,886	11,775,886	0	0
令和4年度	10,887,120	10,887,120	0	0
令和5年度	6,331,356	6,331,356	0	0
7款 使用料及び手数料	6,302,330	6,302,330	0	0
1項 使用料	6,185,950	6,185,950	0	0
1目 総務使用料	17,960	17,960	0	0
3目 衛生使用料	6,167,990	6,167,990	0	0
2項 手数料	116,380	116,380	0	0
3目 衛生手数料	116,380	116,380	0	0
13款 諸収入	29,026	29,026	0	0
7項 雑入	29,026	29,026	0	0
1目 雑入	29,026	29,026	0	0

(2) 歳 出

(単位：円)

科 目	予算令達額	支出額	残額
令和3年度	54,363,812	54,363,812	0
令和4年度	58,935,255	58,935,255	0
令和5年度	215,926,934	215,926,934	0
4款 衛生費	215,926,934	215,926,934	
1項 公衆衛生費	215,926,934	215,926,934	0
4目 精神保健福祉費	140,148,487	140,148,487	0
5目 成人病対策費	31,468	31,468	0
7目 精神保健福祉センター費	75,746,979	75,746,979	0

第二編 業務実績

1 技術支援・技術援助

精神保健福祉活動を推進するため、保健所や市町村及び関係機関に対して技術的な支援や援助を行っている。

(1) 関係機関

区 分	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	合計
保健所	0	0	2	7	5	2	4	0	0	0	0	1	31	52
市町村	0	0	5	1	1	2	11	1	6	0	0	1	0	28
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	0	7	6	6	2	2	0	1	0	0	3	13	40
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	1	1
障害者支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	9	31
その他	0	0	6	18	2	0	18	13	10	1	1	1	69	139
実施件数	0	0	20	32	14	6	57	14	17	1	1	6	147	315

(令和5年度延べ件数)

※アルコール、薬物、ギャンブル、ゲームについては、依存症対策総合事業として実施。

各項目の実績は計上できない。

※実施件数は技術指導・援助、教育研修を行った件数を実数で計上している。

(2) 職員の派遣・会議等への出席状況

① 健康福祉センター（保健所）等

実施主体	内 容	従 事 者
保健所長会	保健所長会	センター長
保健所	措置診察	センター長・技監・主幹
障害者福祉推進課	3連休の措置診察待機	センター長・技監・主幹
夷隅保健所	夷隅保健所 薬物乱用防止研修会	相談支援課長

② 県部局等

実施主体	内 容	従 事 者
障害者福祉推進課	精神科病院実地指導・実地審査	センター長・技監
	精神科病院実地指導打ち合わせ会・とりまとめ会	センター長・技監
	精神障害者地域生活支援専門部会	相談支援課長
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業圏域コーディネーター会議	相談支援課長
	精神科病院長会議	センター長
	千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議	センター長
	千葉DPAT運営会議	センター長
	ひきこもり地域支援センターカンファレンス	相談支援課長・課員
	精神医療審査会全体会	センター長・技監・ 審査課長・課員
	千葉県アルコール健康障害対策推進協議会	センター長・ 相談支援課長
	ギャンブル等依存症対策推進計画協議会	センター長・ 相談支援課長
	千葉県高次脳機能障害ネットワーク連絡協議会	主幹
	千葉地方精神保健福祉審議会	センター長
	千葉県発達障害者支援地域協議会	技監
	精神障害者地域生活支援専門部会	相談支援課長
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業圏域コーディネーター会議	相談支援課長
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 野田圏域実務者会議	相談支援課長
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 海匝圏域実務者会議	相談支援課長

	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 推進事業 市原圏域実務者会議	相談支援課長
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 推進事業 君津圏域実務者会議	相談支援課長
	措置事務説明会	相談支援課長・調査研 究課長
	アルコール健康問題協議会	センター長
	薬物依存症対策地域連携協議会	センター長
	市町村ひきこもり支援担当者研修	技監・相談支援課長
	精神保健指定医会議	センター長
健康福祉政策課	千葉県公衆衛生学会理事会及び運営委員会	センター長
健康づくり支援課	千葉県自殺対策連絡会議	センター長・ 調査企画課長
中央障害者相談センター	療育手帳判定、診断業務	技監・主幹
雇用労働課	千葉県若者自立支援ネットワーク協議会	相談支援課長
総務部	千葉県職員健康管理審議会 精神衛生専門部会	センター長
企業局	企業局精神保健審査会	センター長
児童家庭課	家庭関係支援事業に係るスーパーバイザー	技監
	ちばリトルベビーハンドブック	技監
	児童虐待対応専門委員	技監
	柏児童相談所（各月 1 回）医療相談・療育手帳判定	技監・主幹
	千葉県児童虐待対策研究会（年 4 回）	技監
	千葉県児童虐待対策研究会（千葉県こども病院）	技監
	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議	書面開催

県民生活課	千葉県子ども・若者支援協議会	相談支援課長
	千葉県子ども・若者総合支援相談センター運營業務委託 受託者選考審査委員会	相談支援課長
千葉県警察本部	人身安全対策会議	センター長
千葉県警察本部 くらし安全推進課	県犯罪被害者等相談関係機関連絡会議	相談支援課長
その他	※（仮称） 千葉県総合救急災害医療センター移転調整会議	センター長・技監・庶務 課長・庶務課員

※は移転に関する会議

③ 教育関係

実施主体	内 容	従 事 者
千葉県教育委員会	教職員メンタルヘルス推進会議	センター長
	保健室健康相談活動研修会	技監
	千葉県公立学校職員健康審査会【神経・精神部門】	技監
	学校問題解決支援チーム会議	技監
	千葉県いじめ対策調査会	技監
	教育庁等職員健康審査会	センター長

④ 市町村

実施主体	内 容	従 事 者
千葉市	千葉市精神保健福祉審議会	技監
	精神保健福祉法第 27 条診察	センター長・技監
	千葉市思春期相談（月 1 回）	技監
我孫子市	我孫子市自殺対策協議会	調査企画課長

山武市	山武市ひきこもり市民公開講座	相談支援課長
八街市	八街市地域自立支援協議会	技監
	八街市ひきこもり支援施策連絡会	技監・主幹
	八街市ひきこもり家族教室 テキスト作成・運営協力	主幹
	八街市長期欠席児童生徒支援担当者会議	技監

⑤ その他の関係機関

実施主体	内 容	従 事 者
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話理事会	センター長
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会	センター長
全国精神保健福祉センター連絡協議会	全国精神保健福祉センター連絡協議会	センター長 相談支援課長
千葉県てんかん治療連携協議会	千葉県てんかん治療医療協議会	センター長
保護観察所	千葉県医療観察連絡協議会	センター長
千葉地方裁判所	千葉地方裁判所医療観察法協議会	センター長
精神科救急情報センター 関東ブロック連絡協議会	精神科救急情報センター関東ブロック連絡協議会	センター長・課員
関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会	関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会	センター長・各課長
千葉県摂食障害研究会	千葉県摂食障害研究会・小研究会	技監・主幹

(3) 講師等派遣

保健・福祉・教育・医療等の関係機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会等へ講師として職員の派遣を行った。

<県関係機関等>

期日	内 容	実施主体	従 事 者
R5/8/1	新任所属長研修	総務部	センター長
R5/6/9 R6/2/16	千葉D P A T研修	障害者福祉推進課	センター長・技監
R5/6/20 R5/8/14	通報対応班行動制限講習		センター長
R6/2/11	千葉県精神科救急医療システム連携研修会		センター長
R6/3/13	千葉県ひきこもりサポーター等養成研修 講演「ひきこもり支援に関する基礎知識」 講演「ひきこもり支援に関する家族支援や対応」		主幹・技監
月 1 回	親と子の心の相談	山武保健所	技監・主幹
R5/10/30	保健室健康相談研修会	教育庁教育振興部 学校保健課	技監
R5/6/8 7/5 7/26	DV・児童虐待相談新任職員研修 講演「児童精神科医の視点から」	児童家庭課	技監
R5/7/25	管内看護管理者研修会 講演「有事への対応 による看護職のメンタルヘルスについて」	君津保健所	技監
R5/10/1	虐待対策研修会 講演「当センターでの取り組みを通し医療の必要性和今後の可能性を考える」	児童家庭課 (こども病院)	技監
R6/1/31	所内研修 講義「DV 被害者支援における精神 科領域の問題」	女性サポートセンタ ー	技監
R6/3/11	令和 5 年度基幹的職員研修及びユニットリー ダー研修 講演「新型コロナウイルス感染拡大により、 こころの不安を持つ方が増えている状況か ら、ストレスへの対応力向上等について」	健康づくり支援課	技監
R5/5/16	強度行動障害のある方の支援者に対する研修 講演「強度行動障害と医療」	障害福祉事業課 ・千葉県発達障害者 支援センター	主幹
R6/3/26	発達障害研修 講義「精神科の知識を生かした 支援」	障害者高等技術 専門学校	主幹
R5/7/1～ 常設	自殺対策研修「SOS の出し方」 オンデマンド配信	教育庁児童生徒安全 課	技監

R5/7/5	メンタルヘルス授業「こころの基礎知識」	千葉市立稲毛高等学校	技監
--------	---------------------	------------	----

<市町村>

期日	内 容	実施主体	従 事 者
R5/12/12	令和5年度 児童・思春期精神保健福祉講演会 講演「児童・思春期の心の理解と支援」	千葉市こころの健康センター	技監
R6/1/19	市町村保健師研修会 講演「支援者のメンタルヘルス～パンデミックを含めた災害非常時の影響とストレス対処方法」	千葉県市町保健師活動連絡協議会	技監
R6/1/26	いのちとこころの支援者向け研修 講演「支援者が生じやすいジレンマについて～オープンダイアログを参考にした関わりからわかること～」	浦安市	技監
R6/2/16	令和5年度富里市精神保健福祉講演会 講演「ひきこもり、不登校に対する理解と支援について」	富里市	技監
R6/2/13	令和5年度山武市ひきこもり支援講座 講義「千葉県のひきこもり対策」	山武市	相談支援課長

<その他の団体等>

期日	内 容	実施主体	従 事 者
R5/11/18	千葉 DARC 20周年フォーラム 講演「千葉県と千葉市の依存症対策と千葉ダルクとの連携」	千葉 DARC	センター長
R5/12/18	地域定着支援センターフォーラム シンポジスト	地域定着支援センター	センター長
R5/5/20	講演「会話が難しい家族間のコミュニケーションをどうしたらよいか」	NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会	技監
R5/6/24	シンポジウム「被害と加害」 講演「オープンダイアログ的対応から性的加害・被害と発達相談を考察する」	精神神経学会	技監
R5/8/27	令和5年度 厚生労働省こころの健康づくり対策事業 ひきこもり対策研修 講義「対話を用いたアウトリーチの試み」	厚生労働省・国府台病院	技監
R5/12/23	インターネット相談研修 講演「人の多様性と発達障害を含めた精神疾患を知る」	千葉いのちの電話	技監
R6/2/28	令和5年度東京都災害時精神科医療体制整備 講義「PFA研修」	東京都	技監
R5/6/14	講演「睡眠から考えるメンタルヘルス」	富里市居宅介護支援事業者	主幹
R5/9/28	ボランティアコーディネーター研修 講演「精神疾患、精神障害とその知識」	千葉県社会福祉協議会	主幹

R5/11/27	講演「アルコール依存症の支援」	生活困窮者等支援ネットワークの会	主幹
R5/11/7 R6/2/20	千葉県強度行動障害者支援者研修 講演「関係機関との連携」	特定非営利法人生活サポート千葉	主幹
R5/12/12	千葉県精神障害家族会連合会議講演会 講演「大人の発達障害」	千葉県精神障害家族会連合会	主幹
R6/2/5	千葉大学後期研修医クルーズ 講演「依存症の基礎知識」	千葉大学医学部附属病院	主幹
R5/12/16	NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会定例会	NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会	相談支援課長

2 相談支援課

(1) 心の健康づくり推進事業

① 電話相談事業

電話相談専用回線により、電話相談に対応している。（平日 9：00～18：30）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うメンタルヘルスに関する電話相談については、

(9) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うメンタルヘルスに関連する業務に別掲。

表 1-1 電話相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日 中 件 数	3,404	2,489	2,781	2,580	2,982
17 時 以 降	699	653	623	579	427
総 件 数	4,103	3,142	3,404	3,159	3,409

表 1-2 電話相談内容

	内容区分	件 数
1	老人精神保健に関する相談	117
2	社会復帰に関する相談	124
3	アルコールに関する相談	21
4	薬物に関する相談	10
5	ギャンブルに関する相談	10
6	ゲームに関する相談	5
7	思春期に関する相談（18歳未満）	69
8	心の健康づくり	1,136
9	うつ・うつ状態に関する相談	93
10	摂食障害に関する相談	9
11	てんかんに関する相談	4
12	その他（日常生活上の相談）	699
13	その他（病気（症状や治療等）の相談）	686
14	その他（上記のいずれにも属さないもの）	428
合計		3,409

表 1-3 電話相談内容（再掲）

再掲1	ひきこもりの問題	45
再掲2	自殺関連の問題	138
再掲3	犯罪被害の問題	13
再掲4	発達障害の問題	141
再掲5	自死遺族かどうか	9
再掲6	災害	0

② 研修事業

ア 電話相談員（会計年度任用職員）研修

電話相談員（会計年度任用職員）の交流を深めること並びに相談技術の向上を図ることを目的として研修及び施設見学を実施するものである。令和5年度は、2回研修を行った。

イ 関係機関電話相談情報交換会

平成 19 年度から開催している。電話相談を実施する関係機関との連携を深めるための情報交換会。

開催日：令和 6 年 3 月 5 日
会 場：千葉県精神保健福祉センター 研修室
内 容：「最近の精神保健福祉について」
各機関との情報交換
参加機関・団体数：10 機関（出席者数 13 名）

(2) 特定相談事業（思春期相談事業）

① 思春期講演会

思春期・青年期の子どもを持つ家族や一般県民、教職員や相談従事者等の関係者を対象にした児童精神科医等による講演会。

開 催 日：令和 5 年 8 月 22 日
会 場：千葉市文化センター アートホール
内 容：講演「全ての人に知ってほしい 10 代の若者の精神疾患」
講師 都立松沢病院
院長 水野 雅文 氏
参加者数：263 名

② 保健室健康相談研修会

例年、県内小中高等学校養護教諭を対象に児童思春期保健事業の一環として、千葉県教育委員会及び千葉県学校保健会との共催により研修会を年 2 回開催している。

(3) 依存症対策総合支援事業

平成 30 年 4 月より千葉県依存症相談拠点機関としてアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症についての相談等各種事業を実施している。

① 連携会議運営事業

ア アルコール健康障害

千葉市こころの健康センターと共催
開催日：令和 6 年 1 月 12 日
会 場：千葉県精神保健福祉センター 研修室
内 容：各機関の取り組みや課題を共有
参加機関・団体数：17（延べ出席者数 29 名）

イ 薬物依存症（薬物依存症対策地域連携会議）

千葉保護観察所及び千葉市こころの健康センターと共催。
開催日：令和 6 年 2 月 15 日
会 場：千葉保護観察所
内 容：情報交換・意見交換
参加機関・団体数：17（延べ出席者数 25 名）

ウ ギャンブル等依存症

千葉市こころの健康センターと共催
開催日：令和 6 年 2 月 5 日
会 場：千葉県精神保健福祉センター 研修室
内 容：各機関の取り組み、前年度にアンケートに基づく意見交換
参加機関・団体数：25（延べ出席者数 31 名）

② 専門相談支援事業

依存症相談は、電話相談（依存症相談専用回線）を受け、必要に応じてそれぞれの面接による個別相談（予約制）につなぐ対応を行っている。

なお、アルコール健康障害については相談会及び勉強会を実施した。

ア 依存症電話相談

※（ ）内は令和4年度件数

	アルコール健康障害	薬物依存症	ギャンブル等依存症	その他	計
相談件数	200(200)	434(286)	254(176)	86(59)	974(721)

(メールを含む)

イ アルコール依存関連問題相談会

開催日時：5月、7月、9月、11月、1月、3月の原則第2木曜日 午後2時～午後4時

相談従事者：専門医及びセンター職員

参加者：24名

ウ 薬物依存症関連問題個別相談

開催日時：毎月第2・第4水曜日 午後1時30分～午後4時30分

対象：薬物関連問題に悩む本人及び家族・関係機関職員等

相談従事者：精神保健指導員及び当センター職員

相談件数：39件

エ ギャンブル等依存症関連問題個別相談

開催日時：偶数月 第3水曜日午後1時～、奇数月 第1水曜日午後1時～

対象：ギャンブルの問題に悩む本人及び家族、関係機関職員

※借金に関連したネット・ゲーム依存、買い物依存に関する相談も受け入れている。

相談従事者：専門相談員（精神保健福祉士、司法書士）及びセンター職員

相談件数：33件

※上記相談日以外に当課所属精神保健福祉士による面接を19件実施

③ 支援者研修事業

基礎研修は、対象を保健所、市町村、医療機関の職員の他、潜在的な依存症者等に対応する機会がある就労や生活支援に関わる者とし、4回実施した。実務者研修は、保健所、市町村、医療機関、相談機関の職員で依存症の基礎知識を持ち、依存症者等への相談支援を行っている者を対象とし2回実施した。

開催日	内 容	講 師	参加者数
R6/1/22	依存症の基礎知識（アルコール・薬物・ギャンブル等）	千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明	48名

R6/1/22	ギャンブル依存症支援から見てきたこと 支援の組み立て（グループワーク）	浦和まはろ相談室 代表 高澤 和彦 氏	48 名
R6/1/22	薬物依存症の回復施設について	一般社団法人千葉ダルク 代表理事 白川 雄一郎 氏	48 名
R6/1/29	アルコール依存症治療拠点病院について	船橋北病院 看護師・精神 保健福祉士 川上 史子 氏	35 名
R6/1/29	薬物依存症について	同和会千葉病院 医師 谷渕 由布子 氏	35 名
R6/1/29	当事者のメッセージ	薬物依存症回復者、ギャン ブル依存症回復者	35 名

④ 普及啓発・情報提供事業

ア 依存症関連問題講演会

開催日	内 容	講 師	参加者数
Y o u T u b e 「千葉県公式セ ミナーチャンネル」 配信期間 R5/11/10～ R5/12/30	お酒との付き合い方～アルコー ル依存症とは～ 千葉県飲酒運転根絶条例の改正 について	袖ヶ浦さつき台病院 精神科研 究部長 倉田 勉 氏 くらし安全推進課 杓名 清志 氏	視聴回数 201 回

イ 広報啓発資料の作成・配付

依存症啓発冊子「依存症って何？」を県内病院、市町村、保護観察所、法務少年支援センター、警察少年センター、保健所、児童相談所、県立・私立高等学校、女性サポートセンター、他相談機関に 17,576 部配付。

依存症啓発冊子「それって、依存症??」の作成。18,000 部。

⑤ 治療・回復支援事業

ア 薬物依存症者治療回復プログラム（CHANCE）

目 的：認知行動療法を用いたプログラムを実施し、薬物依存症者の治療回復を図る。
 対 象：薬物等の依存症からの回復を希望する当事者
 実施日時：原則第1・2・3・5金曜日実施。
 午後2時～午後4時30分
 場 所：千葉県精神保健福祉センター
 内 容：認知行動療法、心理教育プログラム、クリスマス会
 職員体制：精神科医師、心理士、依存症回復施設職員、精神保健福祉士等
 実 績：年37回、参加延べ人数216名（実人数38名）
 その他、心神喪失者等医療観察法に係るケア会議に職員が3回出席している。
 千葉保護観察所薬物乱用防止プログラム（コアプログラム・ステップアッププログラム）への出席（5回）
 千葉保護観察所引受人会出席（1回）

イ ギャンブル等依存症治療回復プログラム（CAT-G）

目 的：プログラムを実施し、治療回復を図る。
 対 象：ギャンブルの問題に困っている当事者
 実施日時：①令和5年6月～8月（3回） ②令和5年10月～12月（3回） ③令和6年
 1月～3月（3回）
 期間中月に1回午後2時～午後4時に実施
 場 所：千葉県精神保健福祉センター
 内 容：テキスト（SAT-Gライト）を用いた集団認知行動療法
 職員体制：精神保健福祉士、GAメンバー、プログラム修了者
 実 績：年9回、参加延べ人数38名（実人数15名）

⑥ 家族支援事業

ア 家族のための依存症講演会

開 催 日	内 容	講 師	参加者数
Y o u T u b e 「千葉県公式セ ミナーチャンネル」 配信期間 R5/10/18～ R6/3/22	家族のための依存症講演会 「依存問題における借金・金銭問題 ～対話による処方箋づくり～」	司法書士 稲村 厚 氏	視聴回数 383 回

イ 薬物依存症家族教室

対 象：薬物依存症者をかかえる家族
 場 所：千葉県精神保健福祉センター
 内 容：テキスト「家族のための心理教育プログラム」を用いた認知行動療法
 開催日時：原則毎月第1水曜日 午後1時30分～午後3時30分 計11回
 参加者数：延べ人数119名

ウ アルコール健康障害関連問題勉強会

アルコールに伴う問題を抱える本人・家族・関係機関職員を対象として、相談会の同日に開催した。
 参加者数：24名

(4) 社会復帰促進事業

① 精神障害者地域活動支援事業所等研修会

千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会との共催により、障害福祉サービス事業所職員等を対象に専門知識の習得及び正しい理解の促進並びに資質の向上を目的に研修会を2回開催した。

開催日	内 容	講 師	参加団体数
R5/7/5 千葉市民会館	令和5年度第1回障害福祉サービス事業所等精神保健福祉研修会 「支援困難ケースについて」	ちば心理教育研究所 所長・ 臨床心理士 光元 和憲 氏	59 事業所
R5/10/4 Zoom	令和5年度第2回障害福祉サービス事業所等精神保健福祉研修会 知らなきゃ損！「千葉県精神保健当番弁護士制度」ってなあに？～精神科病院に入院した時、退院や処遇改善の相談できる弁護士さんについて～	市民の法律事務所 弁護士 及川 智志 氏	40 事業所

② 地域障害者交流会事業

地域活動支援センター及び就労支援事業所等の障害福祉サービス事業所利用者及び職員その他関係機関職員等を対象に、交流の機会を提供することにより、これらの者の交流を深めるとともに相互支援のネットワークづくりを推進し、精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進することを目的としており、令和5年度は、千葉県精神障害者自立支援事業協会に委託した。

開催日／会場	内 容	講 師	参加者数
R5/12/4 船橋市民文化創造館さきりホール	メンタルピアまつり～知りたい・語りたい 共に良くなるう～	県内の事業所等でピアサポーターとして活躍している方	62 名
R6/3/2 千葉市民会館	千葉県メンタルヘルスピアサポート実践交流会	東京大学医学部附属病院 精神神経科ピアスタッフ 佐々木 理恵 氏	27 名
R6/3/16 千葉県教育会館	あたり前の生活に向けて～地域移行支援とピアサポーター～	ピアなかまのわ 石村 徹 氏 他、県内事業所・病院等で活躍されているピアサポーター	74 名

(5) 技術援助、技術支援

① 地域生活支援事業関係

県主催精神障害者地域生活支援専門部会に2回参加。

② 精神障害者にも対応した地域包括ケア構築推進事業関係

ア 各圏域で実施される地域包括ケア実務者会議に2回参加した。

イ 圏域連携コーディネーター会議に1回参加した。

ウ 圏域で実施される地域包括ケアシステム構築推進事業研修会に1回参加した。

③ 犯罪被害者支援

市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議に1回出席した。

④ 保健所精神保健福祉連絡会

保健所支援の一環として連絡会を開催し、情報交換を行っている。

開催日／会場	内 容	参加者
R5. 6. 5 精神保健福祉 センター	精神保健福祉センターの事業について、その他意見交換 東南ブロック（香取、山武、長生、夷隅、安房、君津、 市原）を主に実施	7 名
R5. 6. 20 習志野健康福 祉センター	精神保健福祉センターの事業について、その他意見交換 西ブロック（習志野、市川、松戸、野田、印旛、船橋、柏）を 主に実施	16 名
R5. 11. 7 精神保健福祉 センター/ZOOM	千葉地方検察庁刑事政策総合支援室の取組について講話、措置 事務に関することについて情報共有、施設見学等実施	31 名
R5. 12. 13 精神保健福祉 センター/ZOOM	第1回保健所精神保健福祉連絡会（ワーキング） 統計マニュアルについて、簿冊名や保存年数の整理について 意見交換	13 名
R6. 2. 28 精神保健福祉 センター/ZOOM	第2回保健所精神保健福祉連絡会（ワーキング） 統計マニュアルについて、簿冊名や保存年数の整理について 個票（措置事務関連）に関することについて意見交換	14 名
R6. 3. 15 精神保健福祉 センター/ZOOM	措置事務に関することについて、法改正に伴う各種届出の進達 について、各ワーキングからの報告について	30 名

※上記の他に、当センターの移転に伴い、当センター及び総合救急災害医療センターの施設見学会を令和5年10月24日に実施。

※上記の他に、統計マニュアルに関するワーキング、簿冊名や保存年数の整理をするワーキング、個票（措置事務関連）に関するワーキングをそれぞれ実施。

⑤ 千葉県ひきこもり地域支援センター

県障害者福祉推進課が管轄している「千葉県ひきこもり地域支援センター」のケースカンファレンスに4回参加した。その後、令和5年10月から当センターに移管された。

ア 本人及び家族からの電話相談、面接相談件数 716件

イ ひきこもり家族のつどい 2回（延べ参加者数4名）

ウ 令和5年度市町村ひきこもり支援担当者研修

開催日：令和5年11月22日

会 場：千葉県精神保健福祉センター 研修室

方 法：ハイブリッド開催（対面とZOOMによるオンライン開催）

内 容：「ひきこもり施策の方向性及び地域での取組について」

「千葉県内の市町村プラットフォームの設置状況について

～市町村プラットフォームの設置促進にむけて～」

参加者数：60名

(6) 広報普及

① 心の健康フェア

例年、県民の精神保健福祉に関する理解の促進のため、県の委託によりNPO法人千葉県精神保健福祉協議会が行うイベントに協力し開催している。当センターは広報普及活動の一環として開催に援助協力を行っている。

令和5年11月8日に青葉の森公園芸術文化ホールで開催した。

② 心のふれあいフェスティバル

例年、県民の精神保健福祉に関する理解の促進のため、千葉県・千葉市よりNPO法人千葉県精神保健福祉協議会に委託した「心のふれあいフェスティバル」の開催に協力している。

令和5年4月26日に千葉市中央公園及び千葉市文化センターで開催した。

(7) 組織育成

① NPO法人千葉県精神保健福祉協議会

例年、総会及び理事会等にて情報提供や助言などで協力している。

② NPO法人千葉県精神障害者家族連合会

例年、総会及び理事会等にて情報提供や助言などで協力している。令和5年度は講演会の講師としても協力を行った。

③ 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会

例年、総会及び理事会等にて情報提供や助言などで協力している。

④ 兄弟姉妹の会

平成14年2月に発足した千葉県における精神障害者の兄弟姉妹の自助グループである。

通常、奇数月に例会を開催しており、当センター職員が例会に出席し技術援助を行っている。

令和5年度は5回参加。

⑤ NPO法人千葉県精神障害者自立支援事業協会

例年、総会及び理事会にて情報提供や助言などで協力している。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う心のケアに関連する業務

令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその影響により、これまでの日常とは異なる生活を送るため、生活リズムを変えるあるいはこれまでできていたことが制限される等、大小さまざまなストレスが起きるため、心の電話相談専用回線にて、新型コロナウイルス感染症に伴うメンタルヘルスについても対応を行った。

電話相談

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
コロナに関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0

(9) 学生等実習

① 公認心理師実習：7名

学 校 名：江戸川大学7名

期 間：江戸川大学：令和5年6月27日（1日間）

3 調査企画課

(1) 精神保健福祉教育・研修事業

① 精神保健福祉研修

精神保健福祉業務を円滑に推進するために必要な知識と技術を習得することにより、精神保健福祉活動の適正な展開及び速やかな対応等を図ることを目的として、実施要領に基づき実施している。

ア 初任者・担当者研修

保健所等及び市町村において精神保健福祉業務を初めて担当する者を対象に基礎的な知識を学ぶ「初任者研修」（表1）と資質向上を目指した専門知識及び技術を学ぶ「担当者研修」（表1）を行っている。令和5年度の担当者研修は、一部自殺対策相談支援者研修と、一部精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座を兼ねて実施した。

イ 初期研修

保健所等の新任精神保健福祉相談員等（5年以内未受講者も含む）を対象に基礎的な専門知識及び技術を学ぶ「初期研修」（表2）を行った。令和元年度に中途採用となった者、新型コロナウイルス感染症予防のため実施できなかった令和2・3年度に入職した者を加えた15名の研修について、一部Zoom配信を利用して研修を行った。

表1 初任者研修・担当者研修

	開催日/ 会場	内 容	参 加 者
初任者研修	R5/5/31 千葉県教育会館	講義「精神保健福祉行政について」 講師：千葉県精神保健福祉センター 調査研究課長 小原 邦子 講義「精神疾患の概念と分類について」 講師：千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明	42 名
担当者研修	R5/6/29 千葉市文化センター	講演「強度行動障害の基礎知識～医療と地域の連携のために～」 講師：千葉県精神保健福祉センター 主幹 岡東 歩美	46 名
	R5/7/24 千葉市文化センター	講演「相談援助職の記録の書き方」 講師：アアリエ株式会社 代表取締役 八木 亜紀子 氏	32 名
	※1 R5/8/23 千葉市文化センター	講演「思春期にかかりやすい精神疾患とその対応」 講師：千葉県精神保健福祉センター 技監 石川 真紀	43 名
	R5/11/30 精神保健福祉センター 研修室	講演「精神保健福祉相談の基本的姿勢と進め方 ～あらためて『かわり』とは何かを考える」 講師：目白大学 人間学部 人間福祉学科 教授 井上 牧子 氏	32 名

※2 R5/12/15 精神保健福祉センター 研修室	講演「若者の生きづらさと死にたい気持ち ～支援者の見立てと対応～」 講師：江戸川大学 社会学部 人間心理学科 教授 堀内 美穂子 氏	63 名
-------------------------------------	---	------

※1 は精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座と兼ねて実施

※2 は自殺対策相談支援者研修と兼ねて実施

表2 初期研修

開催日	会場	内 容	参 加 者
R5/8/8・9	精神科医療センター	精神科医療センターの業務について	3 名
R5/11/21 AM	県庁障害者福祉推進課	障害者福祉推進課業務について	6 名
R5/8/1 R5/8/23 R5/11/21 PM	精神保健福祉センター	精神保健福祉センターの業務について	3 名 内 11/21 は 6 名
R5/11/6・16	保健所 (健康福祉センター)	保健所（健康福祉センター）の業務について (協力保健所：市川)	1 名

(2) 精神保健福祉広報・普及事業

① 広報媒体貸出状況

精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、DVD の貸出しを行っている。

区分	医療機関	学校	保健所	市町村	その他
D V D	—	—	—	—	2

② 資料配布状況

センター見学者、研修会等の参加者及び各関係機関に対し、センター案内、各種リーフレット等を配付した。

区 分	医療機関	学校	保健所	市町村	その他
センター案内	451	—	18	59	572
リーフレット	—	100	20	80	24
そ の 他	—	—	—	—	—

(3) 自殺対策事業

① 令和5年度に実施する自殺対策事業について健康福祉部健康づくり支援課と情報交換を行った。

当センターでは人材育成を目的とした自殺対策相談支援者研修会を行うこととなった。

令和5年度自殺対策相談支援者研修会

開催日/会場	内容	参加者
R5/12/15 千葉県精神保健福祉 センター 研修室	講演「若者の生きづらさと死にたい気持ち ～支援者の見立てと対応～」 講師：江戸川大学 社会学部 人間心理学科 教授 堀内 美穂子 氏	63 名

精神保健福祉担当者研修と兼ねて実施

(4) 精神保健福祉ボランティア育成事業

① 精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座事業

ボランティア育成は、一部の市町村や市町村社会福祉協議会等で実施し、現に障害福祉サービス事業所等でボランティア活動が行われている。精神障害の特性への理解を広げるため、精神保健福祉ボランティアに対してフォローアップ講座を行った。

実 施 日：令和5年8月23日

講 演：「思春期にかかりやすい精神疾患とその対応」
講 師：千葉県精神保健福祉センター 技監 石川 真紀
場 所：千葉市文化センター セミナー室
参加者数：43 名

② 外国語通訳ボランティア育成講座

平成13年度に佐倉保健所（現印旛保健所（印旛健康福祉センター））で開始された事業が全県を視野に入れた形で平成17年度に当センターに移管された。外国人精神障害者の通訳の養成及び資質向上並びに登録者の拡充を目的に「心の保健医療通訳ボランティア講座」を実施した。

ア 心の保健医療通訳ボランティア講座

実 施 日：令和6年1月30日

場 所：千葉県精神保健福祉センター 研修室

講 義：「外国人のこころの医療における通訳者の役割」

講 師：千葉県精神保健福祉センター センター長 林 偉明

講 義：「措置診察時の通訳について」

講 師：千葉県精神保健福祉センター 調査企画課 課長 小原 邦子

講 義：「夜間休日の通報対応時における通訳の役割について」

講 師：千葉県精神保健福祉センター 救急情報課
精神保健福祉相談員 櫻井 大

講 義：「通訳ボランティアの体験談（英語・韓国語）と情報交換」

講 師：英語の通訳をされている方 1名
韓国語の通訳をされている方 1名

参加者数：29 名

イ 心の保健医療通訳ボランティア派遣調整

保健所〔健康福祉センター〕等からの精神保健福祉法第 27 条による措置診察、精神科診療を受ける際に通訳が必要と認められた外国人に対し、通訳ボランティアの派遣調整を行った。

言語 件数		中 国 語	英 語	モン ゴル 語	フ ラ ン ス 語	ネ パ ール 語	イ タ リ ア 語	計
依 頼		4	6	1	1	1	1	14
内 訳	措置診察 の派遣	1	2	—	—	—	1	4
	その他診察 等の派遣	3	2	—	—	—	—	5
	相談のみ (派遣なし)	—	2	1	1	1	—	5

依頼・調整内訳

中国語はすべて北京語

4 地域保健課

(1) 外来診療業務

① 月別診療件数

通年事業として診療業務を実施している。なお、当センターの新棟移転に伴い、令和5年度9月末をもって診療業務は終了としている。

表 1-1

診療 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
初 診	1	1	1	1	1	0	—	—	—	—	—	—	5
再 診	123	112	124	97	121	114	—	—	—	—	—	—	691
計	124	113	125	98	122	114	—	—	—	—	—	—	696

② 新規来所者の年齢（令和5年4月1日時点）

診療のため当センターへ訪れる新規来所者は40歳から64歳までの年齢層が最も多く、性別は男性が多くなっている。

表 1-2

年齢 性別	0～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
男 性	0	2	0	1	0	3
女 性	0	0	0	2	0	2
計	0	2	0	3	0	5

③ 新規来所者の経路

新規来所者の経路は、健康福祉センター、県内市町村、県内相談機関・福祉施設、家族・知人からの紹介、及びその他県内NP0法人からの紹介となっている。

表 1-3

経路	医療機関	健康福祉センター	千葉市機関	県内市町村	県内公的機関	福祉施設	県内相談機関	教育関係機関	広報媒体	家族・知人の紹介	他県機関	その他	既知	計
件数	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5

④ 新規来所者の来所理由

新規来所者の来所理由としては病気に関する相談が最も多く、次いでその他、グループホーム入所に係る意見照会等で来所するケースが多くなっている。

表 1-4

理 由		件 数
病気に関する相談		3
社会復帰に関する相談		0
思春期の相談（中高生）		0
心の健康づくりに関する相談		0
アルコールの問題		0
老年期の問題（65 歳以上）		0
薬物関連	覚醒剤の問題	0
	有機溶剤の問題	0
	大麻の問題	0
	その他の問題	0
ひきこもりの問題		0
その他		2
合 計		5

⑤ 来所者の主診断別実件数

来所者の主診断別実件数を見ると新規では、摂食障害及び身体的要因に関連した行動症候群が最も多く、次いで小児期青年期の行動及び情緒障害が多くなっている。再来では神経症性障害、ストレス関連性障害及び身体表現性障害の来所者が最も多く、次いで統合失調症及び妄想性障害での来所者が多くなっている。

表 1-5

診 断 別（ ICD-10 分類 ）	新規	再来	計
1 認知症（F00～F03）	0	0	0
2 他の症状性を含む器質性精神障害（F04～F07, F09）	0	1	1
3 アルコール使用による精神及び行動の障害（F10）	0	0	0
4 覚醒剤使用による精神及び行動の障害（F15）	0	5	5
5 揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害（F18）	0	0	0

6 他の薬物使用による精神及び行動の障害 (F11～F14, F16, F17, F19, F55)	0	3	3
7 統合失調症及び妄想性障害 (F20～F25, F28, F29)	0	25	25
8 躁病及び双極性感情障害 (F30, F31, F34. 1)	0	7	7
9 うつ病性障害 (F32～F34, F38, F39)	0	19	19
10 神経症性障害、ストレス関連性障害及び身体表現性障害 (F40～F45, F48)	0	61	61
11 摂食障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F50～F54, F59)	2	5	7
12 成人の人格及び行動の障害 (F60～F66, F68, F69)	0	3	3
13 精神遅滞 (F70～F73, F78, F79)	0	2	2
14 心理的発達の障害 (F80～F84, F88, F89)	0	5	5
15 小児期青年期の行動及び情緒障害 (F90～F95, F98)	1	3	4
16 てんかん (G40, G41)	0	6	6
17 その他 (F99 他)	0	0	0
計	3	145	148

※ 相談のみの来所者を除く

⑥ 臨床検査

臨床検査は尿検査のみ当センター内で実施しており、その他の検査項目については外部検査機関に委託している。なお、令和5年度9月末の外來診療業務終了後は検査の実施はない。

表 1-6

項 目 \ 件 数	延 件 数	計
尿 検 査	3	16
その他の臨床検査	13	

⑦ 投薬状況

投薬についてはセンター内の調剤所において、薬剤師2名により調剤を行っている。当センターにない薬剤を投与する場合には院外処方箋を交付して対応している。なお、令和5年度9月末の外來診療業務終了後は投薬の実施はない。

表 1-7

月 \ 件数	処方箋枚数	調 剤 件 数
4	44	98
5	35	83
6	41	87
7	31	68
8	41	80
9	25	48
10	—	—

11	—	—
12	—	—
1	—	—
2	—	—
3	—	—
計	217	464

⑧ 心理検査

県内の未受診・医療中断など困難例の相談を行う上で、発達障害者等の精神疾患に対応する必要があるため、平成 24 年 5 月より週 1 回会計年度任用職員の臨床心理士を任用し、心理検査を実施している。令和 5 年 10 月より会計年度任用職員の臨床心理士の勤務は週 2 回に増加した。

表 1-8

内 容	件 数
成人知能検査（WA I S-IV）	1
心理検査に係る相談	22

(2) 訪問支援

本活動は地域精神保健福祉を推進するため、平成 28 年度より試行的にアセスメント訪問を開始し、平成 29 年度よりデイケアを終了しアウトリーチ（訪問支援）を開始した。保健所相談における未受診、中断又は複雑困難例に対して保健所からの依頼で医師と他職種 1 名の合計 2 名で訪問支援を行った。地域での対応が困難な精神疾患が疑われる事例への支援を保健所・市町村等を行うことで、地域における支援体制の充実を図ることを目的としている。

発達障害や不安障害を含む若年層の依頼が多く、アセスメント、疾患教育や行動療法的な関わり、医療機関等への紹介、関係機関連携のため事例検討会や研修会などを実施した。

表 1 対象者の性別・年齢

実人数	性別		年齢			
	男	女	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
5	2	3	2	2	1	0

表 2 保健医療圏別

保健医療圏	山武長生夷隅	印旛	その他
実 人 数	4	1	0

表 3 延べ実施回数

		アウトリーチ	センター来所相談・外来
場 所	自 宅	14	
	市役所・保健所	9	
	その他	0	

対 象 者	本 人	14	18
	家族・関係者のみ	9	12
合 計		23	30

(3) センター家族会（にとな会）

センター外来通所等の家族が自主的に運営している。隔月 1 回の定例会では勉強会や家族間の話し合いが持たれている。当センター医師が定例会に出席している。なお、デイケア終了後新規入会者は減少しており、当センターの新棟移転に伴い当会も解散となった。

定例会：5 月 13 日 7 月 28 日 9 月 22 日（最終回）

(4) 後援報告

一人で悩まずわかちあおう若者こころの集い

成田街かど心の集いは、自助グループ育成支援事業として平成 14 年度から成田地域生活支援センターと当センターで共催により実施していたが、平成 17 年度から成田地域生活支援センター単独で開催しており、現在は後援としてかわりを持っている。実施状況は以下のとおりであった。

実 施 日：毎月 第 3 土曜日 計 11 回

会 場：成田市保健福祉会館

参加者数：実人数 15 名（うち新規 9 名）、延べ人数 48 名

(5) 医療相談

センター内の各事業の相談の中で、必要時は単回の医療相談として医師面接によるアセスメントを行っている。今年度は準備期間として調整中であるが、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに計 13 件の医療相談を実施した。次年度より本格的に実施予定である。

(6) 千葉県総合救急災害医療センター 精神科にて外来診療

移転に伴い同一建物に千葉県総合救急災害医療センターが入ったことから機能が重複するため、当センターの外来での保険診療は中止となった。しかし対人緊張の高さなどから医療相談等で会った医師以外の受診が困難なケースがどうしても存在することから、千葉県総合救急災害医療センターにおいて、当センターの 2 名の医師が兼務することにより、各週半日、5～15 人/日程度の外来診療の選択肢を残した。

当センターの役割が、地域の複雑困難事例や未受診または医療中断例を中心とした、保健所等関係機関への技術的支援とされていることから、機関支援として関係機関から地域の困難事例など依頼に応じ、地域医療機関へのつなぎとして限られた外来診療を行うこととする。そのため県民個人からの直接の診療依頼は受けておらず、他の医療機関の受診が可能となれば地域の適切な医療機関への転医を原則とし長期通院は想定していない。

5 審査課

(1) 精神医療審査会の状況

本県の精神医療審査会は、医療委員 15 名、法律家委員 5 名、有識者委員 5 名の計 25 名の委員構成で 5 合議体制をもって、医療保護入院届及び定期病状報告書の審査、さらに退院及び処遇改善に関する請求の審査を行っている。令和 5 年度は合議体を 58 回、全体会を 1 回開催した。

① 年度別精神医療審査会審査件数

内 訳 年 度	入院届	定期病状報告書 (医療保護入院)	定期病状報告書 (措置入院)	退院請求	処遇改善請求
令和 2 年度	5,795	4,104	44	92	22
令和 3 年度	5,437	3,945	47	120	7
令和 4 年度	5,401	3,818	40	108	5
令和 5 年度	5,810	4,222	48	109	18

② 年度別退院請求・処遇改善請求の処理件数

内 訳 年 度	請求内容	請 求 件 数	審 査 件 数	請 求 取 下	要 件 消 失	審査結果				計	審 査 中
						入院 等は 適当	他の 入院 形態 適当	入院 継続 不要	入院 等は 不適当		
令 和 2 年度	退 院 請 求	189	92	42	26	91	1	0	1※	92	29
	処 遇 改 善 請 求	16	12	2	2	11	1	0	0	12	0
令 和 3 年度	退 院 請 求	257	120	73	40	106	12	2	1※	120	24
	処 遇 改 善 請 求	13	7	5	1	4	2	0	1	7	0
令 和 4 年度	退 院 請 求	269	108	80	53	108	0	0	3※	108	28
	処 遇 改 善 請 求	11	5	3	2	4	0	0	1	5	1
令 和 5 年度	退 院 請 求	195	109	52	46	98	9	0	2★	109	16
	処 遇 改 善 請 求	36	18	7	12	14	4	0	1☆	18	6

※再掲。現入院継続は妥当だが処遇不適当 ★現入院継続は妥当だが処遇不適当 ☆再掲。処遇不適当

(2) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳業務

自立支援医療（精神通院医療）は、障害者総合支援法第6条に規定されている自立支援給付の一つであり、精神通院医療費の自己負担額が原則1割となる制度である。申請窓口は市町村であり、所得に応じ月額自己負担上限額が設けられている。市町村で申請届出受理や所定の事実の審査を行ったのちに、精神保健福祉センターで事務審査や診断書の審査を行い、受給者証の交付を行っている。

精神障害者保健福祉手帳制度は、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された。精神障害のために日常生活に一定程度の支障がある者が、この手帳の交付を受け、各種福祉サービスを受けるなどにより、自立と社会参加を図ることを目的にしている。

また、平成18年10月の一部法改正により、手帳に写真を貼付することとなった。申請窓口は市町村であり、精神保健福祉センターでは申請に係る審査判定業務を行っている。

両事務共に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の規定に基づく個人番号利用事務であり、情報連携を行っている。

① 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数（各年度末現在※千葉市を除く）

単位：人

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所	持 者 数	89,325	84,420	88,463	92,122

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在※千葉市を除く）

単位：人

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分					
等 級	1 級	5,627	5,730	5,744	5,941
	2 級	26,477	28,387	30,328	32,731
	3 級	12,882	14,525	16,165	17,948
	合 計	44,986	48,642	52,237	56,620

6 救急情報課

本県では、平成13年4月1日に事務委任規則を改正し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」と言う。）に基づく申請、通報、届出に関する業務は、保健所長の専決業務となった。

職員が夜間休日における措置診察の立ち会いを行える等、試行期間を経て、平成27年4月1日に県庁健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進室内に通報対応グループを設置し、翌平成28年4月1日には精神通報対応班として、職員を保健所兼務職員とした。令和5年10月10日に、千葉県組織条例等を改正し、精神保健福祉センター内に救急情報課を新設して、業務を移管した。

また、同日付で千葉県事務委任規則を改正し、法第24条から26条通報の受理を保健所長が行うこととし、この改正によって法第22条から法第26条の申請等を保健所長が受理することになった。

本誌に掲載した数値は、年間を通したものであり、障害者福祉推進課での実績を含む。

（1）精神保健福祉法に基づく措置事務に関すること

① 申請、通報、届出に関する業務

夜間休日においては精神保健福祉センター救急情報課に配置された10名の精神保健福祉相談員が保健所兼務職員として、措置入院に関する診察に従事する精神保健指定医の確保、措置入院が必要と判断された者を入院医療機関まで移送する車両の確保等を行う等、円滑な事務の執行をしている。

表1-1 令和5年度全県下における申請・通報・届出等及び移送対応状況 (件)

	申請・通報・届出等件数 ※1	診察の必要がないと認められた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			その他 ※2	移送※3						計
			診察実施件数	法第29条該当症状の者	措置不要	診察実施件数	法第29条の2該当症状の者	緊措不要		1次 ※4	2次 ※4	3次				
												平日日中		夜間休日		
												救急情報課車両	委託車両	救急情報課車両	委託車両	
一般人からの申請 (法第22条)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
警察官からの通報 (法第23条) 注1	239 (305)	5 (0)	219 (80)	205 (75)	14 (5)	105 (94)	89 (80)	16 (14)	131 (131)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	51 (0)	0 (34)	0 (4)	95
検察官からの通報 (法第24条) 注2	112 (0)	42 (0)	70 (0)	59 (0)	11 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1
保護観察所の長からの通報 (法第25条)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
矯正施設の長からの通報 (法第26条) 注3	143 (0)	142 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	3
精神科病院の管理者からの届出 (法第26条の2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
指定通院医療機関管理者及び保護観察所の長からの通報 (法第26条の3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
申請・通報・届出に基づかない診察 (法第27条第2項)	7 (1)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3
計	501	189	299	271	28	107	91	16	131	0	0	6	56	34	6	102

() 内は救急情報課における実績（再掲）

※1 「申請・通報・届出等件数」については受理日で集計。

2 「その他」は、日中帯への引継ぎと、通報ではなく相談のみの件数を含む。

3 1次は診察まで、2次は2次診察まで、3次は措置入院受入れ病院への移送である。

4 令和5年度実績はないため、平日日中及び夜間休日の欄については省略する。

注1 令和4年度に通報等を受理し、翌令和5年度に結果が確定した件数は1件である。

注2 令和4年度に通報等を受理し、翌令和5年度に結果が確定した件数は1件である。

注3 令和4年度に通報等を受理し、翌令和5年度に結果が確定した件数は3件である。

表1-2 年度別夜間休日における通報等対応状況 (件)

年度	対応件数	措置診察	緊急措置診察	診察不要	その他※1
令和5年度	305	80	94	0	131

※1 「その他」は、日中帯への引継ぎと、通報ではなく相談のみの件数を含む。

表1-3 令和5年度夜間休日における保健所別申請、通報、届出対応状況一覧 (件)

保健所名	対応件数	措置診察	緊急措置診察	診察不要	その他※1
習志野保健所	62	22	18	0	22
市川保健所	40	11	9	0	20
松戸保健所	58	20	16	0	22
野田保健所	10	3	4	0	3
印旛保健所	58	17	19	0	22
香取保健所	11	0	3	0	8
海匝保健所	13	1	6	0	6
山武保健所	12	2	4	0	6
長生保健所	8	0	2	0	6
夷隅保健所	2	0	1	0	1
安房保健所	3	0	2	0	1
君津保健所	21	3	8	0	10
市原保健所	7	1	2	0	4
計	305	80	94	0	131

※1 「その他」は、日中帯への引継ぎと、通報ではなく相談のみの件数を含む。

グラフ1-4 令和5年度夜間休日における通報受理時間帯別件数 (件)

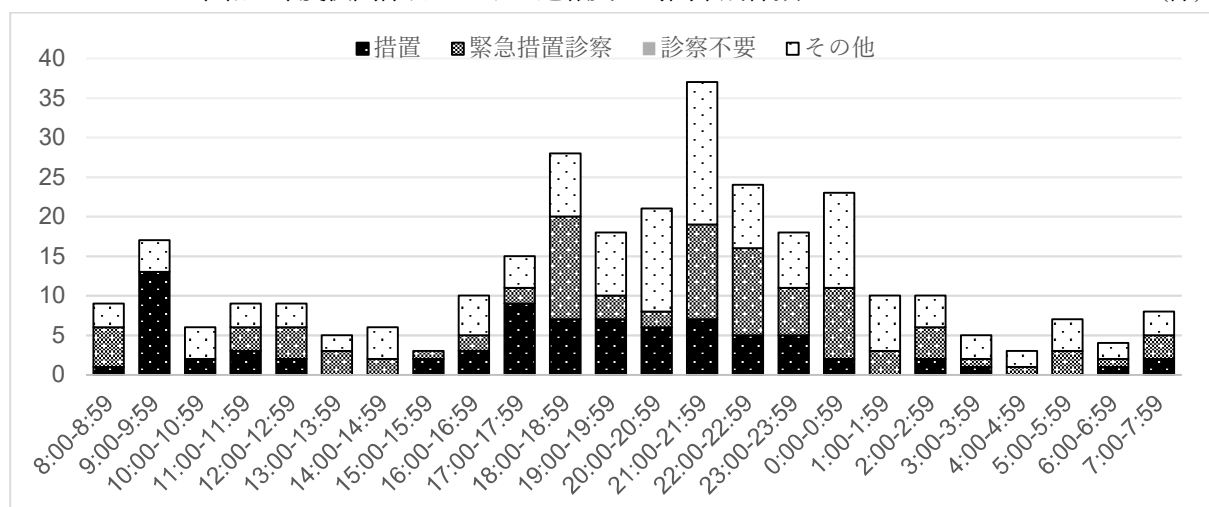


表 1－5 令和 5 年度夜間休日における臨場先別件数一覧

(件)

臨場先			
下総精神医療センター	7	八千代警察署	5
千葉県総合救急災害医療センター	18	市川警察署	3
木村病院	2	行徳警察署	1
しのだの森ホスピタル	3	浦安警察署	5
総武病院	15	松戸警察署	2
千葉病院	11	流山警察署	4
国府台病院	8	野田警察署	1
恩田第二病院	4	佐倉警察署	2
初石病院	27	四街道警察署	1
江戸川病院	1	成田警察署	2
成田病院	3	成田国際空港警察署	4
国保旭中央病院	4	印西警察署	2
浅井病院	15	木更津警察署	2
木更津病院	5	市原警察署	1
袖ヶ浦さつき台病院	3	船橋警察署	5
磯ヶ谷病院	1	船橋東警察署	2
		柏警察署	3
		合計	172

(2) 精神障害者に係る通報受理及び移送に関すること

① 移送業務に係る研修会開催（移送中の行動制限に関する実技研修）状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく知事による移送業務を円滑に実施するため、保健所職員、委託事業者を対象とした移送中の行動制限に関する実技研修会を 6 回開催した。

日時	場所	対象者
令和 5 年 4 月 25 日	精神保健福祉センター講堂	精神通報対応班新規配属職員
令和 5 年 5 月 15 日	精神保健福祉センター講堂	精神通報対応班新規配属職員
令和 5 年 6 月 5 日	精神保健福祉センター講堂	保健所移送業務担当職員
令和 5 年 6 月 20 日	習志野保健所 3 階会議室	保健所移送業務担当職員
令和 5 年 8 月 1 4 日	精神保健福祉センター講堂	移送業務委託業者職員
令和 5 年 1 2 月 1 2 日	精神保健福祉センター研修室	保健所移送業務担当職員

(3) 精神科救急医療システムに関すること

① 精神保健指定医待機状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 7 条の規定による診察を、平日日中及び夜間休日にお

いて迅速かつ確実に実施するため、精神保健指定医の待機体制を整備している。平日日中は精神保健指定医を特別職非常勤医師として雇用し、千葉県精神神経科診療所協会から精神保健指定医を推薦してもらうことで、措置診察に係る精神保健指定医が確保できる体制を敷いている。令和5年度体制は以下のとおりである。

- ＜平日日中＞ 特別職非常勤医師 実11名
千葉県精神神経科診療所協会からの推薦 実16名
- ＜夜間休日＞ 協力医師 19名 1日あたり2～3名確保

② 看護師待機状況

夜間休日に発生した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく千葉県知事による移送について、対象者の人権と安全に配慮することを目的とし、看護師が移送車両へ同乗することで、対象者の身の安全確保の体制を整備している。

令和5年度：協力看護師 6名 1日約1名確保

③ 精神科救急医療システム事業

夜間休日を含めて、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、迅速な診察の実施や精神科医療施設の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保することにより、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的とし、精神科救急医療システム事業を実施している。

本県では、「精神科救急情報センター」を千葉県総合救急災害医療センター内に設置し、24時間365日体制で救急患者等の相談に応じており、相談者の緊急度を判断し、必要に応じて受診先の調整を行っている。

受診先は、かかりつけ医の他、常時対応型の「精神科救急基幹病院」を13機関、県内を4ブロックに分け、各ブロック毎に輪番制を取っている「精神科救急輪番病院」を計28機関と毎日2床を準備している「精神科救急医療センター」として千葉県総合救急災害医療センターが対応をし、救急患者の円滑な医療及び保護を実施している。

ア 精神科救急医療システム連絡調整会議の開催

千葉県精神科救急医療システムの運用にあたり、精神科救急医療体制のあり方及び円滑な運用を検討するため、次の事項についての検討を行った。

- (1) システムの運用方針及び精神科救急医療施設に関すること。
- (2) 関係機関相互の協力体制及び搬送体制並びに転送の体制に関すること。
- (3) その他、精神科救急医療体制を確保するために必要な事項に関すること。

開催日	内容	参加数
令和5年9月13日	精神科救急医療体制のあり方及び円滑な運用の検討	36名

イ 精神科救急医療システム連絡調整会議作業部会の開催

精神科救急医療システム連絡調整会議で協議する事項等について検討するため開催した。

開催日	内容	参加数
令和5年12月6日	精神科救急医療システム連携研修会の企画などについて検討	19名

ウ 精神科救急医療システム連携研修会の開催

関係機関の実務者等に対して、精神科救急医療体制の運用上のルールの周知徹底を図り、個別事例の検討やグループワーク等を通じて、関係者間で共有し相互理解を深めるため、開催した。

開催日	内容	参加数
令和6年2月11日	精神科救急医療システムを通して関わった困難事例	163名

エ 身体合併症対応協力病院の登録について

精神科救急医療システムにおける精神疾患と身体疾患を合併する救急患者に対する適切な医療提供体制の確保に向けて、身体疾患合併症対応協力病院として登録した。

登録病院：5病院

(精神科病棟での身体合併症治療が可能な救命救急センターを有する病院又は二次救急医療機関)

オ 精神保健指定医会議

千葉県内の精神科医療機関に勤務する精神保健指定医に対し、研鑽の場を提供するとともに、精神科医療および精神保健福祉の現場の日々の業務の中での、課題や検討事項について、共有・検討する場として、千葉県と千葉市の共催により会議を開催している。

開催日	内容	参加数
令和5年12月5日	現在のうつ病治療と回復プログラムについて	51名
令和6年3月11日	周産期のメンタルヘルスケア	72名

④ 関係機関連携体制構築

ア 千葉県人身安全関連事案連絡会議

本会議は平成28年度から、県警本部子ども女性安全対策課長（現：人身安全総務課）主催により、県庁関連部局との円滑な連携を目的とし、全体会及び分科会が開催されている。当時、障害者福祉推進課精神通報対応班においては精神保健福祉法による措置事務に関して県警との連携を課題としており本会議の事務局機能を担うことで、課題に取り組んできた。

令和5年10月10日から精神科救急体制の構築が精神保健福祉センター業務に位置付けられたことにより、障害者福祉推進課長と精神保健福祉センター長が構成員となった。

令和6年2月15日には、措置事務に係る保護事案を扱う生活安全総務課と千葉市、当課で千葉県人身安全関連事案連絡会議・第1回分科会を開催した。

開催日	会議の名称及び参加者
令和5年11月13日	令和5年度千葉県人身安全関連事案連絡会議 参加者：千葉県（総合企画部国際課、健康福祉部児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、教育振興部児童生徒安全課、精神保健福祉センター）千葉市（総務局市長公室国際交流課、市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課、保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課、高齢障害部介護保険事業課、障害者自立支援課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課、千葉市こころの健康センター、こども未来局こども未来部こども家庭支援課、東部児童相談所、西部児童相談所、千葉市教育委員会学校教育部教育支援課）国（千葉保護観察所社会復帰対策官）警察（生活安全部長、生活安全部人身安全統括官、生活安全部人身安全対策課、少年課、生活安全総務課
令和6年2月15日	千葉県人身安全関連事案連絡会議・第1回分科会 参加者：県警本部生活安全部、県警本部人身安全総務課、千葉市高齢障害部精神保健福祉課、千葉県精神保健福祉センター救急情報課

イ 千葉地方検察庁打合せ開催状況

千葉地方検察庁との連携強化のため、法24条通報に関する協議を行った。

また、当センター主催の保健所業務連絡会において、千葉地方検察庁刑事政策総合支援室職員が講義を行い、保健所担当者を含めて相互交流に努め、保健所においても連携できるよう試みた。

日時	場所	内容
令和5年7月25日	千葉地方検察庁	協議
令和5年9月14日	千葉地方検察庁	協議
令和5年11月7日	精神保健福祉センター	刑事政策総合支援室職員による講義
令和6年3月27日	千葉地方検察庁	協議

（４）精神保健指定医（新規、更新申請等）に関すること

① 精神保健指定医関連業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医の新規申請及び精神保健指定医証の更新等を行っている。

(件)

	新規申請	更新・記載事項変更	更新研修の受講延期及び指定医証の有効期限延長	指定医証の再交付 (紛失・き損)	精神保健指定医の辞退	精神保健指定医の死亡届	精神保健指定医の取消・停止
令和5年度	17	31	75	4	0	0	0